平成２９年（フ）第１８２号
大阪府茨木市稲葉町４番14号　イーストヴィレッジ茨木　210号
債務者　石井美奈子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２号
大阪市住吉区南住吉２丁目９番11―502号
債務者　口野　雅史
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７号
大阪市東成区大今里４丁目20番６号　神路荘１号
債務者　辻本　崇裕
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８０号
大阪市平野区長吉六反２丁目12番20号　ロイヤルメゾン長吉401号室
債務者　古川　尚可
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９２号
大阪市淀川区木川西４丁目２番２―304号
債務者　南大門こと　金　　聖煥
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８５号
大阪市東住吉区湯里５丁目14番６号
債務者　田中　栄治
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０８号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目13番31―107号、事業所所在地大阪府東大阪市大蓮北２丁目３番４号
債務者　パティスリー・ラ・ヴォワルこと　辻本　和彦
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４７号
大阪府大東市氷野２丁目７番７号　コンフォール見浪107号、前住所大阪府大東市氷野１丁目16番26号　惣友ハイツ弐305号
債務者　井内　順子（旧姓大谷・井上）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２８号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―806号
債務者　宮本　秀明
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２９号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―806号
債務者　宮本ゆう子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３４号
大阪府摂津市庄屋１丁目１番10号
債務者　久保田正志
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５２号
大阪市大正区三軒家東２丁目５番５―201号、前住所大阪市大正区三軒家東５丁目３番３号　ヨジマハイツ　206号
債務者　谷口　恵子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９４号
大阪市生野区新今里３丁目19番５号
債務者　高地小百合
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３号
香川県高松市番町１丁目３番28―501号　番町マンション
債務者　植松　正子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
鹿児島県南さつま市加世田小湊8086番地
債務者　岡留　久美
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第７７号
宮城県亘理郡亘理町逢隈十文字字牛頭180番地10、従前の住所宮城県名取市高舘吉田字野来41番地の７
債務者　齋藤　勝久
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
富山県氷見市小窪424番地
債務者　川前真由美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
富山地方裁判所高岡支部